

豊岡市立豊岡小学校 いじめ防止基本方針 <2023年4月5日改訂>

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

2 校内組織体制

- ・ いじめ対応チーム（管理職、生徒指導担当、児童支援担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、該当職員）

別紙1 校内指導体制及び関係機関

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（1） 基本的な考え方

- ・ 授業改革（分かる授業）、学級づくり、道徳教育、体験活動の充実
- ・ 自尊感情と他尊感情を育むための自己有用感、自己肯定感の育成
- ・ 子どもの声を聴き、子どもと向き合う時間の確保

（2） 研修の充実

- ・ いじめについての共通理解
- ・ 教員の資質向上のための校内研修（児童理解4～5月、アセス8月）
- ・ 保護者、教員向け情報モラル研修会の実施
- ・ 児童生徒向け情報モラル研修会の実施

（3） 児童生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・ 学級づくり、道徳教育、体験活動の充実
- ・ 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む活動（人権教育）
- ・ 異年齢交流（縦割り遊び、なかよし掃除）、人権標語、人権作文等

（4） 地域や家庭、関係機関との連携

- ・ 豊岡市いじめ対応ネットワーク会議の開催（7月、12月）
- ・ いじめ防止基本方針のホームページ公開
- ・ オープンスクール、学校便り、学年便り、学級便りの発行
- ・ 子どもと心でつながる豊岡地域会議の開催（6月）

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

（1） 基本的な考え方

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修、関係団体との取組など、年間の指導計画を別に定める。

別紙2 年間指導計画

（2） いじめの早期発見のための措置

- ・ 日常の観察（学級担任、学年副担任、教科担任など全教職員）
- ・ アセスの実施（年2回・・・6月と11月頃）と分析（8月に交流会と分析研修）
- ・ 毎月アンケート（いじめアンケート）、教育相談（個別面談）の実施（毎月）・子どもの心を理解する強化月間

5 いじめへの対処（発見したいじめに対する処置）

（１） 基本的な考え方

いじめの兆候を発見したときは、早期に適切な対応をすることが大切である。何よりも、いじめられている子どもを守り、苦痛を取り除くことを第一に、迅速な指導を行っていく。また、いじめへの対応は、一人で抱え込むことなく、教職員全体で、組織的な対応を行う。

（２） いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的な対応を行う。

（３） いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ・ 緊急避難としての欠席
 - ・ 別室提供
 - ・ 家庭訪問
- 等、児童の安全・安心、保護者の納得を最優先にする。

（４） いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ 学級担任（養護教諭・児童支援担当・生徒指導担当・スクールカウンセラー）等が話を聞き、継続的に面談してケアを行う
- ・ スクールカウンセラーが継続的にカウンセリングを行う

（５） いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 学級担任（養護教諭・児童支援担当・生徒指導担当・スクールカウンセラー）等が話を聞き、指導する
- ・ 周辺児童への助力・支援を依頼する
- ・ 必要に応じて、席替え・班替え等を行う

（６） ネット上のいじめへの対応

- ・ 加害児童（学級担任・児童支援担当・生徒指導担当）・プロバイダー・管理人（情報担当）への情報削除依頼を行う
- ・ 周辺児童への報告依頼を行う
- ・ 家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。

（７） 関係機関との連携

- ・ いじめが犯罪行為に当たる場合の関係機関との連携等

犯罪行為に当たるいじめとは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

その際、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるスクールカウンセラー・こども家庭センター・こども支援センター・豊岡南警察等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

※いじめ対応チームが発足した事案では、3 か月後に必ず再招集し、事後の経過を確認する。

6 いじめの解消 〈いじめ解消の要件〉

- ①いじめに係る行為が止んでいること。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

7 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

- ・ 取組評価（7月・12月懇談、学校評価アンケート3月）
- ・ 「いじめ対応チーム」会議
- ・ 「いじめ対応チーム」会議を踏まえた校内研修等
- ・ 教員の資質能力向上のための校内研修等